

平成23年大阪市規則第20号

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に

関する規則の一部を改正する規則

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則
(平成5年大阪市規則第49号)の一部を次のように改正する。

第27条中「同条第7項」を「同条第8項」に改める。

第33条の6第5項中「第15条の2の5第1項」を「第15条の2の6第1項」に改
める。

第35条第2項第12号中「第6条の4第5号」を「第6条の3第5号」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。